

「第10次宇都宮市交通安全計画」～子どもも 高校生も 高齢者も みんなで交通事故のない 愉快なまちへ～ 概要版

第1章 計画の概要

- 1 計画の目的** 交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念のもとに「交通事故のない社会」を実現するため、計画的・継続的に効果的な交通安全対策を推進し、市民の安全確保を図る。
- 2 計画の期間** 平成28年度から平成32年度までの5か年間
- 3 計画の基本的な考え方** 「少子・超高齢化、人口減少社会の到来」や「公共交通ネットワークの整備」など交通環境の変化、さらに、自転車利用者の交通ルール遵守、マナー向上への対応が急務である中、「交通安全意識の高揚」「道路環境の整備」に関する施策の充実を図るとともに、特に「高齢者」「自転車利用者」「子どもや高校生」といった対象を重視した交通安全対策を推進する。
- 4 計画の位置付け** ・交通安全対策基本法に基づく総合的な交通安全対策を推進するための計画 ・第5次宇都宮市総合計画基本計画（後期基本計画）の分野別計画を実現するための計画

第2章 交通の現状と今後の課題

交通環境と社会情勢

- 南北に東北自動車道・国道4号・新4号国道、東西に国道123号線、大谷街道が通り日光街道など7路線が放射線状に通る
- 人口は緩やかに増加(H22比13,162人増)、老年人口が増加
- 免許保有人口は増加(H22比10,939人増)
- 高齢者のトリップ数（交通目的をもって、人がある地点から他の地点へ移動すること）の増加が著しい
- 平成31年度を目標にLRT開業を目指している

本市の交通事故の現状

- 【交通事故発生状況】
- 発生件数、死者数、負傷者数は減少傾向
- 【年代別】
- 小学生は「歩行中」「自転車乗車中」の事故割合（58.6%）
 - 中学生の67.6%、高校生の70.4%が「自転車乗車中」の事故
 - 高齢者の全交通事故に占める割合が増加傾向（H22,24.2%⇒H26,28.3%）
 - 全体の死亡事故のうち高齢者が50%を占める（H22～H26）
 - 高齢者の歩行中・自転車乗車中の事故は住所地から500m以内で発生する割合が他の年代と比べ高い（500m以内：65歳以上,30%,65歳未満,18%）
- 【事故類型・状態別】
- 車両相互の事故が全交通事故の85.4%を占める
 - 自転車の交通事故発生件数は全交通事故に占める割合が21%台と横ばい傾向
 - 自転車の交通事故は「子どもから高校生」「高齢者」（53.7%）
 - 世代別で人口当たりの自転車事故当事者数を比較すると、高校生が突出して多い
- 【道路別】
- 国道、県道等では単路での事故が多い
 - 交通事故は市道で43.5%が発生、うち交差点50.7%
- 【死亡事故】
- 死者の57.1%がシートベルト非着用
- 【その他】
- 飲酒運転による事故は減少した

市民意識

- 交通ルール、マナーが「悪い」「少し悪い」と感じる人（76.3%）
- 高齢者、若年の自動車運転者のマナーが悪いと感じる人が多い
- 自転車の交通ルール・マナーについての満足度（15.6%）
- 交通ルール周知に向けて必要な取組としては「学校での交通安全教室」との回答が最も多い
- 自転車保険の認知度85%、保険の加入者31%

交通事故のない社会の実現に向けた課題

国の交通安全基本計画等を踏まえて課題を分類

- (1) 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚**
○交通事故を減少させるためには、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る必要がある。特に高齢者や自転車に関する対策を推進する必要がある。
- (2) 地域と連携した道路交通環境の整備**
○道路の安全性を高めるためには、交通事故データ等に基づき、市民に身近な道路の交通安全対策に取り組んでいく必要がある。歩行者・自転車の通行空間の整備や公共交通機関の整備を推進していく必要がある。
- (3) 地域における道路交通秩序の維持**
○暴走族・飲酒運転の根絶や自転車の交通事故を防止するためには、地域住民の自主的な交通安全活動が重要であるため、地域住民が一体となった活動を促進する必要がある。
- (4) 救助・救急対策の推進**
○交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめる救急活動の維持向上を図っていくためには、引き続き救助救急体制を充実させていく必要がある。
- (5) 被害者支援の推進**
○交通事故被害者等を支援していくためには、県や犯罪被害者等を支援する団体との連携を強化し、被害者対策を推進していく必要がある。

第9次計画の実績評価

【計画目標の達成状況】

指標名	現状値	目標値	実績値
交通事故死者数	28人 (平成22年)	14人以下 (平成27年)	14人 (平成27年)
交通事故負傷者数	3,831人 (平成22年)	2,200人以下 (平成27年)	2,467人 (平成27年)
交通事故発生件数	3,043件 (平成22年)	1,800件以下 (平成27年)	2,028件 (平成27年)

【計画の評価】

○交通事故死者数は目標を達成しているが、発生件数、負傷者数は達成していない。しかしながら、交通事故に係る各目標指標とも改善傾向にあることから、一定の効果を上げているといえる。

【課題等】

- 高齢者の交通事故傾向を踏まえた施策の展開が必要
- 自転車の交通事故を防止する施策の展開が必要
- 高校生を含めた子どもの交通事故を防止する施策の展開が必要

第3章 交通安全計画の目標

計画の指標及び目標値

指標名	現状値	目標値
交通事故死者数	平成27年 14人	平成32年 10人以下
交通事故負傷者数	平成27年 2,467人	平成32年 1,900人以下
交通事故発生件数	平成27年 2,028件	平成32年 1,600件以下

横断的かつ重点的に取り組む視点と目標

(1) 高齢者の安全確保

○高齢者の交通の状態（ドライバー・自転車利用者・歩行者）や交通事故傾向を踏まえた交通安全対策に取り組む

【成果指標】

指標名	現状値	目標値
高齢者10万人あたりの交通事故発生件数	平成27年 519件	平成32年 430件以下

※高齢者が関係する交通事故発生件数
608件（H27） ⇒ 587件以下（H32）

(2) 自転車利用者の安全確保

○自転車走行空間の整備や安全利用教育等を通して、全ての利用者が安全安心に利用できる環境作りに取り組む

【成果指標】

指標名	現状値	目標値
自転車に関係する交通事故発生件数	平成27年 429件	平成32年 320件以下

(3) 子どもや高校生の安全確保

○子どもたちの心身の発達段階や地域の実情に応じた安全教室、登下校時の交通安全確保に取り組む

【成果指標】

指標名	現状値	目標値
子どもが関係する交通事故発生件数	平成27年 139件	平成32年 100件以下
高校生が関係する交通事故発生件数	平成27年 99件	平成32年 60件以下

第4章 交通安全施策の推進

横断的かつ重点的に取り組む視点
【高齢者・自転車利用者・子どもや高校生】

I 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

- (1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進
- (2) 自転車利用者への交通安全教育の推進
- (3) 交通安全運動の推進
- (4) 交通安全広報啓発活動の推進
- (5) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

II 地域と連携した道路交通環境の整備

- (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 自転車利用環境の総合的整備
- (3) 交通事故多発地点等の安全性向上の推進
- (4) 交通安全に配慮した道路交通環境整備の推進

III 地域における道路交通秩序の維持

- (1) 自転車の交通事故を防止するための地域活動の推進
- (2) 暴走族対策や飲酒運転根絶に向けた取組の推進

IV 救助・救急対策の推進

- (1) 救助・救急体制の充実
- (2) 応急手当の普及啓発活動の推進

V 被害者支援の推進

- (1) 関係機関と連携した被害者支援の推進

第5章 計画の推進に向けて

- (1) 庁内の推進体制
○関係部局との情報共有・意見交換など連携強化
- (2) 庁外の推進体制
○関係機関との連携協力のもと、交通安全施策を展開
○宇都宮市交通安全審議会において、計画の成果指標等の進捗状況等を報告・意見聴取

個別施策と活動指標

施策の柱	基本施策	個別施策	横断的・重点的視点			具体的取組(68項目) 〔新規:15項目<新>, 拡充:14項目<拡>, 継続:39項目〕	活動指標
			高齢者	自転車利用者	子ども高校生		
Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進	① 幼児に対する交通安全教育			○	交通安全教室の開催, 保護者に対する教育	【高校生に対する交通安全教育】 高校におけるスクエアドストレイト方式による交通安全教室開催数〔累計〕 15校 [H23~H27] ⇒ 25校 [H28~H32]
		② 小学生に対する交通安全教育		○	○	交通安全教室の開催, 保護者に対する教育<拡>, 小学校における交通安全教育, 市交通指導員等による交通安全指導の実施	
		③ 中学生に対する交通安全教育		○	○	交通安全教室の開催<拡>, 中学校における交通安全教育, 自転車通学者のヘルメット着用義務化による交通安全確保<新>	
		④ 高校生に対する交通安全教育		○	○	交通安全教室の開催<拡>, 「高校生の交通問題を考える会」の活動支援<新>	
		⑤ 成人に対する交通安全教育		○		交通安全教室の開催, 参加・体験・実践型の教育の推進, インターネット教材の提供による交通安全教育の充実, LRTの整備に合わせた交通安全教育の実施<新>	
		⑥ 高齢者に対する交通安全教育	○	○		交通安全教室の開催, 地域の交通事故実態に応じた教育の推進<新>, 高齢ドライバー教室の開催<拡>, 交通安全教育用教材・教具の研究<新> など	
		⑦ 障がい者に対する交通安全教育				交通安全教室の開催	
	(2) 自転車利用者への交通安全教育の推進	① 子ども自転車免許事業の推進		○	○	子ども自転車免許事業の実施<拡>	【高齢者に対する交通安全教育】 高齢者を対象とした地域の「交通事故発生状況マップ」を活用した交通安全教室実施回数〔年間〕 - [H27] ⇒ 100回/年 [H32]
		② 中学・高校生に対する自転車安全利用教育		○	○	宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等の開催<拡>, 自転車安全利用に関するリーフレットによる啓発	
		③ 成人に対する自転車安全利用教育		○		交通安全教室への参加促進, インターネットによる教育	
		④ 高齢者に対する自転車安全利用教育	○	○		高齢者自転車免許証制度講習会の開催, 自転車シミュレーターを活用した自転車教室の開催<拡>	
		⑤ 自転車用ヘルメットの着用促進	○	○	○	自転車乗用時のヘルメット着用の促進<拡>, 自転車用ヘルメットの普及促進<新>	
		⑥ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進		○	○	リーフレット等による保険の重要性の周知, 損害賠償責任保険等への加入促進, 自転車販売業者などと連携した市民が手軽に保険に加入しやすい環境の整備<拡>	
	(3) 交通安全運動の推進	① 交通安全市民総ぐるみ運動の推進				地域や警察等と連携した交通安全運動の実施, 本市独自の重点事項の設定	【高齢者に対する交通安全教育】 高齢ドライバーを対象としたドライブレコーダーを活用した交通安全教室開催数〔年間〕 1回/年 [H27] ⇒ 3回/年 [H32]
		② 交通安全活動への参加促進				民間団体や交通ボランティアの参加促進	
	(4) 交通安全広報啓発活動の推進	① 交通事故発生状況等の広報活動		○	○	交通事故発生状況に関する情報提供, 交通事故発生状況マップの周知<新>	【子ども自転車免許事業の推進】 小学4年生の子ども自転車免許事業の実施に併せて, 5・6年生に交通ルールの振り返り学習を行う学校数〔年間〕 ※()内は, 子ども自転車免許事業の実施校数 0校/年(70校/年) [H27] ⇒ 70校/年(70校/年) [H32]
		② 交通安全啓発活動の推進		○	○	通学路等における安全運転に関する啓発<新>, シートベルトの着用等に係る啓発 先進安全自動車(ASV)の普及支援<新> など	
	(5) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進	① 交通安全推進協議会などの活動促進				地域の交通安全団体等の活動促進	【高齢者に対する自転車安全利用教育】 高齢者の自転車シミュレーターを活用した自転車教育受講者数〔年間〕 430人/年 [H27] ⇒ 600人/年 [H32]
		② 交通安全活動を行う民間企業等の取組支援				民間企業等による交通安全教室等の実施<新>	
	Ⅱ 地域と連携した道路交通環境の整備	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	① 歩行者の通行空間の確保		○	○	歩道等の整備, 路面標示等
② 通学路の交通安全確保					○	スクールゾーンにおける安全対策, 通学路の合同点検の実施<新>	
(2) 自転車利用環境の総合的整備		① 自転車走行空間の整備			○	自転車専用通行帯等の整備<拡>	【地域と連携した交通事故多発地点の安全性向上事業の実施】 交通事故多発地点の対策対処率 100% [H27] ⇒ 100% [H32]
		② 放置自転車対策の推進			○	放置自転車の撤去, 駐輪場の利用促進, 駐輪場の確保	
(3) 交通事故多発地点等の安全性向上の推進		① 地域と連携した交通事故多発地点の安全性向上事業の実施		○	○	交通事故多発地点の安全性向上事業の実施	
		② 交通事故の調査分析の推進		○		交通事故発生箇所の地理情報を活用した調査分析<拡>, 高齢者の交通事故防止に関する調査分析<新>	
(4) 交通安全に配慮した道路交通環境整備の推進		① 公共交通ネットワークの整備推進		○		公共交通の利用促進<新>, LRTの整備に合わせた交通安全に関する取組<新>	
		② 道路交通環境整備への市民参加の促進				地域の要望に対する対応 など	
		③ 道路の改修等に伴う交通安全施設の整備・更新				道路標識, 道路照明等の整備・更新	
		④ 適正な道路使用及び占用				市道の使用・占用の適正化	
Ⅲ 地域における道路交通秩序の維持	(1) 自転車の交通事故を防止するための地域活動の推進	① 自転車利用者に対する街頭指導の実施			○	自転車通行量の多い交差点等における街頭活動の実施<拡>	【自転車利用者に対する街頭指導の実施】 自転車走行空間の整備箇所等における街頭指導の実施箇所数〔年間〕 ※()内は, 計画的に実施する街頭指導の総箇所数 -(7箇所/年) [H27] ⇒ 3箇所/年(10箇所/年) [H32]
		② 自転車ヘルメット利用推進員による安全利用の推進			○	「自転車ヘルメット利用推進員」の任命<新>	
	(2) 暴走族対策や飲酒運転根絶に向けた取組の推進	① 地域における暴走族対策の推進				暴走族等根絶推進強化月間の推進, 暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱を促進するための活動の推進	
		② 地域における飲酒運転根絶に向けた取組の推進				地域等におけるGRリボンを活用した取組の推進	
Ⅳ 救助・救急対策の推進	(1) 救助・救急体制の充実	① 救急救命士の養成の推進				救急救命士の計画的養成	【自転車ヘルメット利用推進員による安全利用の推進】 自転車ヘルメット利用推進員の任命者数〔累計〕 250人 [H27] ⇒ 600人 [H32]
		② 救急・救助隊員の教育訓練の充実				救急・救助隊員に対する教育訓練の充実	
(2) 応急手当の普及啓発活動の推進	① 応急手当講習の実施					自動体外式除細動器(AED)の使用法を含めた応急手当講習の実施	
	② 被害者支援に関する広報・啓発の実施					交通事故被害者の相談窓口の周知, 庁内の支援担当窓口対応<拡>, 関係機関との連携強化 犯罪被害者等ロビー展の開催, 被害者支援に関する講演会の開催<拡>, 被害者支援の周知広報	
Ⅴ 被害者対策の推進	(1) 関係機関と連携した被害者支援の推進	① 交通事故相談事務等の充実				交通事故被害者の相談窓口の周知, 庁内の支援担当窓口対応<拡>, 関係機関との連携強化	
		② 被害者支援に関する広報・啓発の実施				犯罪被害者等ロビー展の開催, 被害者支援に関する講演会の開催<拡>, 被害者支援の周知広報	